

第5節

風水害対策

風水害の現況と最近の動向

1. 令和3年中の主な風水害

令和3年中の風水害による人的被害は、死者45人、行方不明者2人、重傷者33人及び軽傷者198人、住家被害は、全壊122棟、半壊1,515棟及び一部破損2,706棟となっている（第1-5-1図）。

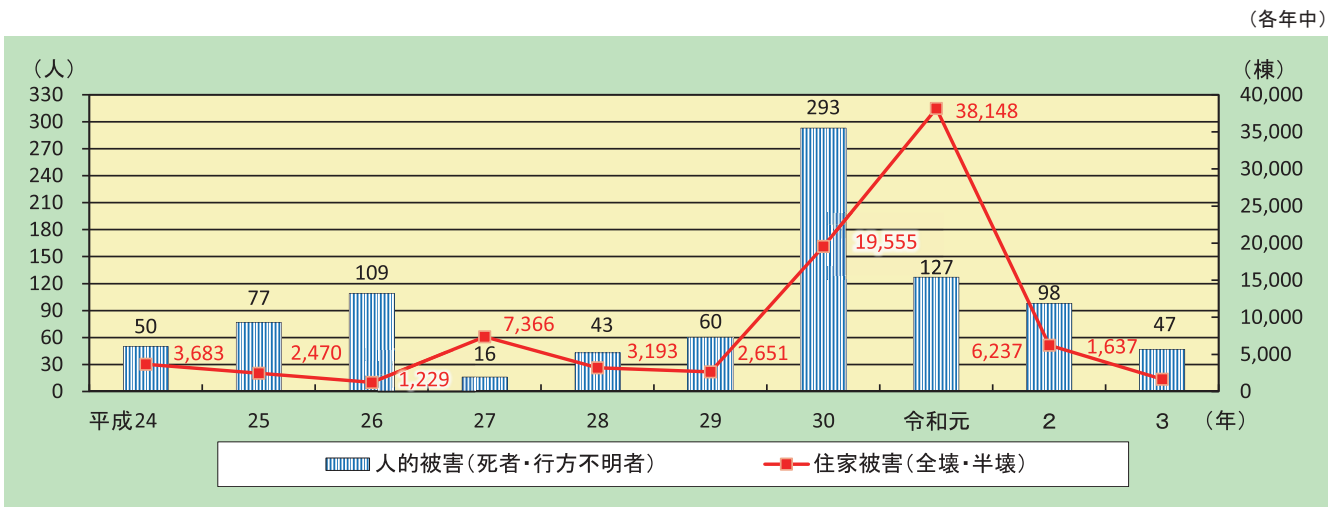
また、令和3年中に発生した台風の数には22個であり、このうち日本列島に上陸した台風は3個であった。

なお、令和3年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

2. 令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害

令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和3年中の主な風水害による被害状況等

(令和4年4月1日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
1	7月1日からの梅雨前線による大雨(7/1~14頃)	関東・中部・中国・九州 (大雨特別警報:熊本・宮崎・鹿児島)	27	1	2	12	59	118	356	515	2,455	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出 ・緊急消防援助隊、消防庁職員派遣
2	台風第8号(7/26~28頃)	東北・関東	1								1	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
3	台風第9号及び台風第10号(8/4~10頃)	東北・近畿・中国	2			45	9	58	529	35	113	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	8月11日からの前線による大雨(8/11~23頃)	中部・中国・九州 (大雨特別警報:広島・福岡・佐賀・長崎)	13			17	45	1,321	337	845	4,390	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
5	台風第14号(9/11~18頃)	四国・九州				9		3	78	42	186	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
6	台風第16号(9/29~10/2頃)	関東				21		1	164	1	2	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害による被害状況等

(令和4年11月18日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表 された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応		
			死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水	
1	6月28日から大雨(6/28~30頃)	北海道								2		・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出	
2	台風第4号(7/1~6頃)	四国				1	1		4	32	161	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出	
3	7月14日から大雨(7/14~20頃)	東北	1			6	3	202	28	187	1,494	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出	
4	8月3日から大雨及び台風第8号(8/3~22頃)	東北・中部 (大雨特別警報: 山形・新潟)	2		1	9	27	599	336	1,748	4,576	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出	
5	台風第11号及び前線に伴う大雨(8/29~9/7頃)	中部・九州・沖縄	1		1	25	1	1	39	18	175	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出	
6	台風第14号(9/17~20頃)	九州 (大雨特別警報: 宮崎 暴風・高潮・波浪特別 警報・鹿児島)	5				161	11	157	1,220	664	692	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
7	台風第15号(9/22~24頃)	中部	3			6	6	1,802	1,724	5,200	4,302	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出	

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

風水害対策の現況と課題

1. 避難情報の適時適切な発令

令和元年東日本台風等において明らかになった、警戒レベル4の中に「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の2段階ある仕組みが正しく理解されていない等の課題を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化される等、避難情報のあり方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)が改定された。

市町村においては、同法や内閣府が定める避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。こうした取組を支援できるよう、消防庁では内閣府と連携して避難情報に関するガイドラインのより一層の周知を図るとともに、発令を行う市町村長の災害対応力強化のための研修を行うなど、引き続き避難情報の適時適切な発令に向けて取り組む。

(1) 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会

令和3年5月の災害対策基本法の改正による、新たな避難情報の運用や住民の避難行動について検証するため、内閣府において「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」が開

催され、住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の定着に向けて、平時からの防災に関する教育や啓発活動を粘り強く持続的に推進していくことや、市町村による避難情報の適切な発令に向けて、市町村の人材育成をより一層促進すること、専門家等から市町村への支援の充実を図ることなどの対策が取りまとめられた。

消防庁では、避難情報の適切な発令に関して、検討会で示された実施すべき取組を地方公共団体に周知するとともに、適切なタイミングでの避難情報の発令や発令対象区域の絞り込み等に関する市町村長向けの研修内容の充実に取り組んだ。

(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約600名の市町村長が参加している。

2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する

こと及び個別避難計画の作成に努めることが求められている。

作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、令和3年5月改定)等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に向けた取組が進められているところであるが、消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況について実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難をすることが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和4年1月1日現在、市区町村のうち、作成済団体は、1,739団体(99.9%)となっている。

名簿作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであり、定期的にその実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村において名簿の更新サイクルや更新の仕組みの見直しについて検討することが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援については避難行動要支援者の安全確保に効果的であることから、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することが求められる。

(2) 個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和4年1月1日現在、全市町村(1,741団体)のうち、個別避難計画を1件以上作成している団体は、1,167団体(67.0%)となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において

庁内や庁外との連携、福祉専門職の参画、同計画に基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。

これを踏まえ、既に個別避難計画の作成に着手している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、まだ着手していない市町村については速やかに個別避難計画の作成に着手するよう、内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知したところであり、引き続き、実効性のある個別避難計画の作成を進められるよう支援していく。